

# 厚生連診療所だより

## 一緒に禁煙してみませんか？

タバコがやめられない方は「ニコチン依存症」かもしれません。

※下記の条件を満たす方は、健康保険を使った禁煙治療を受けることができます。

禁煙外来治療の条件（全てにあてはまる方が対象です）

- ただちに禁煙しようと考えている
- ニコチン依存症のスクリーニングテストが5点以上
- ブリンクマン指数（1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上（35歳以上の方）
- 禁煙治療を受けることを文書により同意していること

### 【禁煙治療の内容と費用】

厚生連診療所では飲み薬での治療を行っています。

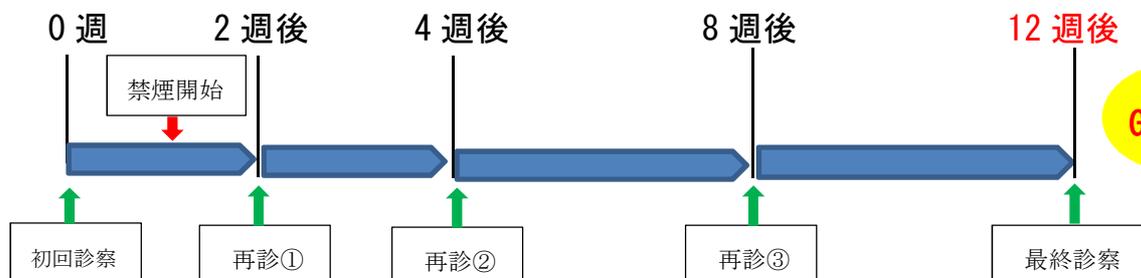
- ① ニコチンを含まない飲み薬を1日2回食後に服用します。
- ② 飲み始めてから7日間はタバコを吸いながら治療することもできます。
- ③ 飲み薬で使い方が簡単、ニコチンを含まない、肌の弱い方でも使えるなどのメリットがあります。

健康保険で行った場合、自己負担額（3割負担）は3ヶ月（12週間）で13,000～20,000円程度です。

※例えば1日タバコ1箱（約450円）を吸われる場合  
タバコ代は1ヶ月約13,500円で3ヶ月では約40,000円です。



### 【禁煙治療のスケジュール】



ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

熊本県厚生連診療所

TEL：(096) 328-1055

内線：2800